

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件(案)」に関する
御意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和5年3月29日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
産業保健支援室

標記について、令和5年2月9日から令和5年3月10日まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	労働者不足や高齢化に伴い、重量物の取扱い等の重労働を行う際に困っている企業は多い。労働者の健康増進を進めるのはもちろんとして、中小企業が補助的な機器を導入しやすいよう、更に補助金等を拡充すべき。	厚生労働省では、高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善等の安全衛生対策の実施に要した費用の一部を補助するエイジフレンドリー補助金を実施しています。 当該補助金では、重量物搬送機器・リフト等の導入に要した費用も補助対象としており、令和5年度も引き続き実施予定です。
2	今回の指針改正を踏まえ、健康保持増進活動のより一層の推進を行う上で、以下のような内容が網羅された情報等が公表されていればご教示いただきたい。 ・体力測定等の健康イベントの継続的な実施にあたり、どのようなデータを取り、どのようにデータ管理しているのか。 ・健康イベントをすでに継続的に実施している健康保険組合や企業・自治体等のモ	御指摘いただいた内容を含む、事業者が指針に基づく健康保持増進対策に取り組む際の参考となるようなポイントやノウハウをとりまとめた「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」を厚生労働省ホームページに公表していますので、ご活用ください。 (URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
	デルケース ・企業単体ではなく、職域で行う等、複数法人で健康イベントを実施しているモデルケース	nitsuite/bunya/0000055195_00012.html)